



代表して要望書を受け取る規制委員会

17日、省庁交渉に参加

日本共産党茨城県委員会は、この時期毎年行っている省庁交渉を、17日に行いました。この交渉には、切実な問題を抱えた住民も参加しています。

私は、日程の都合で環境省、経済産業省、文部科学省に対する原発問題に限って、住民の方とともに参加しました。中でも、東海第二原発の適合性審査、東海発電所のL3廃棄物関係で訴えました。

要望した内容について、抜粋し要約してお伝えします。

1. 東海第二原発について

(1)適合性審査を取り下げるよう日本原電(株)に勧告すること。

答：審査では、非難燃性ケーブルについて指摘してきた。

取り下げるかどうかは事業所の判断。引きつづき審査を行っていく。

(2)運転延長のための申請を提出しないよう原電に指導すること。

答：延長運転の申請は、事業所の判断。規制委員会は審査をする。厳格な審査を行っていく。

2. 東海原発のL3埋設処分について

(1)漁業関係者や住民からの不安の声にこたえて、埋設を許可しないこと。

答：原電からの申請以来、7回の審査会合が開かれた。200項目以上の規制委員会からの指摘について、いまだに回答ない。補正申請が出たら厳格に審査していく。

(2)一時保管の考え方により、遮断型構造による施設で管理すること。

答：トレンチ埋設による自然界への影響を及ぼさない対策がとれているか十分審査する。



衆議院第二議員会館

11月14日 原子力問題調査特別委員会でのL3埋設処分に関する意見聴取会での大名の質疑

(陳述者:福井大学特命教授 柳原 敏氏)

Q1 L3というが、コンクリートや金属は、放射能レベルで明確に分類できるのか(1つのコンクリートブロックでも、部分によってレベルが違うこともあるのではないかと) → 答:できる。全体の平均をどうするなどの判断は必要だが、計算、測定して上限値を決める。

Q2 トレンチ処分とは、海洋汚染を前提としていると理解してよいか → 答:わずかに海洋に流れること、生活上環境に影響出るとは事実。仕様が無い。どこまで抑えるかが大切。許容範囲が。

Q3 トレンチ処分以外、例えばピット処分などにする必要性は全くないということか → 答:処分事業は利益を生まない。トレンチ処分は合理的にやる、合理性を考えたもの。あえて不必要なまでのことはやる必要ない。

Q4 JPDRの実験結果は、安全性の根拠になり得るか → 答:JPDRの実地試験は、安全評価の考え方、プロセスであり、将来適用できるもの。基準値を下回っている。

※ "我慢しろ、ということでしょうか。福一事故でも大量に放射能は出ました。基準との比較をいうなら、積み重ねた量と比較して、人体への影響について述べるべきです。"